

## 令和6年能登半島地震による災害者に対する会費免除のお知らせ

この度の令和6年能登半島地震による災害に遭われました皆様には、改めまして心よりお見舞い申し上げます。

本会の運営理事会において、本災害に関する支援策を検討して参りました。その結果、これまでの対応例を参考に、以下の会費免除措置を講じることとなりました。つきましては、会費免除を希望される個人正会員は、下記の要領で申請いただきますようお願い申し上げます。

なお、学会の財政状況は厳しさを増す一方であり、また、震災や風水害の発生頻度、影響範囲などが高頻度・広範囲になる傾向が認められます。このため、今後は同様の支援策が困難になりつつあることを申し添えます。皆様のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

対象者：令和6年能登半島地震にかかる、災害救助法の適用日に対象地域在住\*の個人正会員のうち、本人の住居が被害を受けた者をのうち、会費免除を希望する者

免除：2024年度の会費

申請方法：本会のホームページ (<https://www.jswe.or.jp/>) より申請用のエクセルファイルをダウンロードし、必要事項を入力または選択して学会事務局会員係 (menjo@jswe.or.jp (@は半角に変更)) に電子メールでお送りください。

申請期限：2024年5月末日(申請受付メールを1週間以内に返信しますので、返信がない場合には学会事務局 (menjo@jswe.or.jp (@は半角に変更) もしくは電話：03-3632-5351) にお問い合わせください)

\* 災害救助法の適用状況に従う(参照：[https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo\\_tekiyou.html](https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html))。災害救助法の適用日は2024年1月1日とされ、新潟県、富山県、石川県及び福井県の35市11町1村に適用となっている。中部支部および関東支部の一部に及ぶ。